⑶3　投資状況
　ａ　有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
　ｂ　投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下⑶3及び⑹0ａにおいて「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。⑸9ｂ及び⑹0において同じ。）を記載すること。
　ｃ　負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。
⑶4　運用実績
　運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。
⑶5　純資産等の推移
　有価証券届出書提出日の直近日、同日前１年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、組合等の総資産額、純資産総額及び内国有価証券投資事業権利等１単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。
⑶6　分配の推移
　有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、内国有価証券投資事業権利等１単位当たりの分配の額を記載すること。
⑶7　自己資本利益率（収益率）の推移
　有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、自己資本利益率又は収益率（事業年度末の内国有価証券投資事業権利等１単位当たりの純資産額（分配付の額）から当該事業年度の直前の事業年度末の内国有価証券投資事業権利等１単位当たりの純資産額（分配落の額）を控除した額を当該内国有価証券投資事業権利等１単位当たりの純資産額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。）を記載すること。
⑶8　販売及び払戻しの実績
　有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は払戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び払戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。
⑶9　資産の評価
　内国有価証券投資事業権利等１単位当たりの純資産額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
⑷0　申込（販売）手続等
　ａ　内国有価証券投資事業権利等の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
　ｂ　生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
　ｃ　内国有価証券投資事業権利等１単位当たりの販売価格が内国有価証券投資事業権利等１単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
⑷1　払戻し手続等
　ａ　内国有価証券投資事業権利等の払戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
　ｂ　内国有価証券投資事業権利等１単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
⑷2　存続期間
　組合等の存続期間について記載すること。
⑷3　事業年度
　組合等の事業年度について記載すること。
⑷4　その他
　ａ　出資の増減に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
　ｂ　契約又は規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
⑷5　利害関係人との取引制限
　組合等及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
⑷6　出資者等の権利
　出資者等（出資者（法第２条第２項第５号に規定される出資者をいう。）又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員をいう。⑹2ｂにおいて同じ。）による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、内国有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
⑷7　名称、資本金の額及び事業の内容
　資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
⑷8　運用体制
　資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
　なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
⑷9　大株主の状況
　有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に５名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。
⑸0　役員の状況
　有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載すること。
⑸1　事業の内容及び営業の概況
　資産運用会社が複数の組合等に係る資産を運用している場合には、全ての組合等についてその名称、基本的性格、成立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び内国有価証券投資事業権利等１単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情により全ての組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な組合等について記載すること。
⑸2　名称、資本金の額及び事業の内容
　資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
⑸3　関係業務の概要
　運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
⑸4　資本関係
　組合等と他の関係法人との資本関係を記載すること。